

墨田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年12月13日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第33号

墨田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

墨田区立学校施設使用条例（平成13年墨田区条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区 分		使用料					
		午 前	午後1	午後2	午後3	夜間1	夜間2
		午前9時から 正午まで	正午から午後 3時まで	午後3時から 午後6時まで	午後4時から 午後6時まで	午後6時から 午後9時まで	午後7時から 午後9時まで
屋内運動場		990円	990円	990円	660円	1,560円	1,040円
教室（1教室につき）		240円	240円	240円	160円	510円	340円
校庭		600円	600円	600円	400円	1,020円	680円
集会施設	大	3,060円	3,060円	3,060円	2,040円	3,480円	2,320円
	小	600円	600円	600円	400円	690円	460円
柔道場		1,320円	1,320円	1,320円	880円	1,680円	1,120円
剣道場		1,320円	1,320円	1,320円	880円	1,680円	1,120円

備考

- 「午後3」及び「夜間2」については、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、適用しない。
- 集会施設とは、墨田区立寺島中学校に設置されているものをいう。
- 教育委員会が特に必要と認めた施設については、午後9時から午後10時までを使用承認時間とすることができる。この場合の使用料の額は、「夜間2」の使用料の額の5割相当額とする。
- 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が使用する場合の使用料の額は、この表に定める額（備考3の規定による額を含む。）に当該額の

5割相当額を加えた額とする。

付 則

- 1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に使用承認を受けているものに係る使用料については、
なお従前の例による。